

警 察 署 協 議 会 会 議 録

若松警察署協議会

開催年月日時	令和元年7月26日 午後3時30分 から 令和元年7月26日 午後5時30分 まで	
開催場所	若松警察署3階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下9名
	警 察 署	署長、副署長、総務課長、会計課長 生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、 警備課長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶】 本日も、若松警察署運営に関し、委員からの活発な意見を願います。</p> <p>【署長挨拶】 当署では、署員の見識を広め警察活動に反映させるため、毎月、地域の有識者を招聘し教養を実施している。 本年4月、5月は、協議会委員に講演していただき、大変勉強させていただいた。 また、犯罪被害者支援の重要性に御理解いただき、売上金が犯罪被害者支援活動に活用される支援型自販機を委員の勤務先に設置させていただいた。 委員の皆さまには、常日頃から警察活動に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。</p> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年上半期の若松警察署管内の安全・安心の確保について <ol style="list-style-type: none"> (1) 刑法犯認知件数及び110番受理件数の推移 福岡県下及び若松警察署管内 (2) 福岡県警察の三大重点目標に係る現状と取組 <ol style="list-style-type: none"> ア 暴力団の壊滅 イ 飲酒運転の撲滅 ウ 性犯罪の抑止 (3) 福岡県警察の重点目標に係る現状と取組 <ol style="list-style-type: none"> ア ニセ電話詐欺等の抑止 イ 子供安全対策の強化 ウ 交通事故の抑止 		

議 事 概 要

- エ 災害対策の強化
- オ 現場執行力の強化
- 2 若松警察署の3つの取組
 - (1) レッド走行の徹底
 - (2) タイムリーな安全情報の発信
 - (3) 迅速・的確・丁寧な事案対応

～委員のみで40分間議題について検討した後、質疑応答を実施～

【質疑応答】

- 委員から「運転免許証を返納した際に運転経歴証明書の交付を申請することができるが、運転免許証と同様に有効期限があるのか。」旨の質疑があり、交通課長から「平成14年の制度開始直後は運転経歴証明書の身分証明書としての有効期限は半年間であったが、平成24年から有効期限はなく、更新の必要もないことから申請者数は年々増加している。ただし、現在有効な免許証を返納することが条件であり、免許証返納時または返納から5年以内であれば運転経歴証明書を申請することができる。他県で、交通事故発生時に、当事者が運転免許証を返納した覚えがない、知らなかったというニュースがあったが、福岡県では、本人に面接し、真に返納の意思があるか否かを確実に確認しており、知らないうちに家族が返納手続きをしていたということはあるとあり得ない。なお、申請による運転免許の取消しは、有効な免許を取り消すことから、失効ではなく、行政処分となる。」旨の回答があった。
- 委員から「運転経歴証明書を提示することで受けることができる各種の支援サービスについて、返納から1年以内、1回限りなどの条件はあるのか。」旨の質疑があり、交通課長から「支援サービスについては、事業所等が個別に行っており、サービスを受ける年齢にも制限がある場合があることから、それぞれに確認していただきたい。」旨の回答があり、委員から「各種サービスについて、分かりやすく市のホームページ上に掲載すれば、サービスについて認識がなかった市民からの返納も期待できるのではないか。」旨の意見があった。
- 委員から「若松区では市営バスが運行しているが、地域によっては1時間に1回程度と利便性が悪く、人口の減少や高齢化によりバスの利用客も減少し、バス車内は閑散としている。バスは通院や買物のために必要な交通手段であることから、バスを小型化してマイクロバス等で運行し、本数を増やせば利便性が高まり、運転免許証の返納につながるのではないか。」旨の意見があった。
- 委員から「若松区は交通の便が悪く、自家用車がないと不便なので自主的な運転免許証の返納は期待できないのではないか。」旨の意見があり、交通課長から「運転経歴証明書は、運転免許証を自主的に返納した人のみが申請でき、更新をしないで運転免許証の有効期限を失効した場合は申請できない。近年、高齢運転者による重大な交通事故が頻発していることから、委員の皆さまには、

議 事 概 要

運転に不安を感じている方に自主的な返納を勧めていただき、社会全体で運転免許証返納制度への御理解をいただきたい。」旨の説明があった。

- 委員から「例えば、子どもの泣き声が聞こえて虐待が疑われる場合に、児童相談所、警察、いずれに通報すべきかについて御教示願いたい。」旨の質疑があり、生活安全課長から「警察に通報していただければ、すぐに警察官を現場に派遣し、事実確認を行い、児童の身体確認を行う。虐待の事実がないと認めた場合でも児童相談所に参考情報として連絡する等警察と児童相談所は連携して対応している。警察は24時間稼働しているので、早急な対応が可能である。泣き声のみならず、冬の寒い中薄着で家から出されている、親の大きな怒鳴り声が聞こえるなど虐待が疑われる場合は、是非とも警察に通報していただきたい。確実に警察が確認する。」旨の回答があった。
- 委員から「診察の問診で、「顎が動かしづらくて痛い」という申出があり、詳しく話を聞いたところ、同居する男性からの暴力が原因であることが判明し、DVが疑われた。患者は大丈夫と申し立てているが、本人の同意なく警察に通報すべきか。」旨の質疑があり、署長から「是非通報していただきたい。警察が事実確認したうえで、適正に処理をする。また把握した情報に基づき、何とかして助け、手を差し伸べ、ケアを行うなどの措置を講じたり、巡回連絡により個別に訪問し、住民に直接聴取したり、家庭環境を確認することも可能である。また、警察は、通報者保護の観点から、通報者に御迷惑が及ばないように最大限の配慮を行っている。」旨の回答があった。
- 委員から、「ニセ電話詐欺は全く衰退する気配がない。広く市民に周知を図るため啓発パンフレットの街頭配布をお願いしたい。また勤務先の従業員やその家族に配布することも可能であるので、事業所等に依頼して配布してはどうか。」旨の意見があり、生活安全課長が、「年金支給日には高齢者を対象に街頭キャンペーンを実施したり、市民センター等にパンフレットを掲示しているが、御意見頂いたとおり、対象を拡大するため、広く街頭で配布したり、若松区内の事業所等に依頼して、従業員にパンフレットを持ち帰っていただき、家族と防犯意識を共有する取り組みを行っていきたい。」旨を説明し、署長から「現在、福岡県警察ではN T Tに依頼し、振り込め詐欺グループから押収した名簿に記載された方に個別に電話をする「まったくんコール」で被害者となるおそれのある対象者に直接注意を喚起するなど、創意工夫を凝らした広報に努めている。」旨の回答があった。
- 委員から「暴力団を離脱しているか否かについての問い合わせに回答していただけるのか」旨の質疑があり、刑事課長から「個々の照会状況により回答の可否を判断している。」旨の回答があった。

【閉会】